

1 新城市地域情報化計画策定委員会の開催状況

第1回委員会【平成18年6月13日（火）】

- ・ 「新城市地域情報化計画策定」に向けて
- ・ 新城市地域情報化計画の構成概要（案）について
- ・ 新城市地域情報化計画策定スケジュール（案）について

第2回委員会【平成18年7月11日（火）】

- ・ 新城市地域情報化計画（案）について
 - 第1章 地域情報化計画の位置づけ
 - 第2章 地域情報化の施策
 - 第3章 新城市における情報化の現状と課題

第3回委員会【平成18年8月 8日（火）】

- ・ 新城市地域情報化計画（案）について
 - 第1章 地域情報化計画の位置づけ
 - 第2章 地域情報化の施策
 - 第3章 新城市における情報化の現状と課題
 - 第4章 新城市における地域情報化の方針
- ・ 新城市地域情報（放送・通信）基盤整備の手法について

先進地視察【平成18年8月25日（金）】

岐阜県郡上市役所 総合政策部 情報推進課
郡上ケーブルテレビ放送センター

第4回委員会【平成18年 9月12日（火）】

- ・ 郡上市の視察研修の結果について
- ・ 新城市地域情報化計画（案）について
 - 第4章 新城市における地域情報化の方針
 - 第5章 地域情報化の推進

第5回委員会【平成18年10月12日（木）】

- ・ 情報通信基盤の整備について
- ・ 新城市地域情報化計画（案）について

第6回委員会【平成18年10月26日（木）】

- ・ 提言書（案）について

2 提言における基本的な視点

(1) 基本理念

本計画を検討するにあたっては、平成16年8月策定の新城市・鳳来町・作手村合併協議会による【新市まちづくり計画（新市建設計画）】を踏まえ、この計画の基本理念として、『情報の共有による「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」の実現』を掲げ、行政の情報化あるいは地域の情報化を推進し、地域全体で情報を共有し、市民との連携・協働により、地域の活性化をめざすこととしております。

(2) 情報化推進のための目標

情報化推進のための目標に次の4つの項目を掲げ、推進することとしております。

- ① 都市部との情報格差あるいは市域内の情報格差の是正
- ② 全ての住民が等しくICT化の利便を享受できる情報化（ユニバーサルサービス）
- ③ 高齢者、障害のある人にやさしい情報化（バリアフリーサービス）
- ④ 行政運営の効率化・高度化をめざす電子自治体の構築

(3) 情報通信基盤整備

本委員会では、情報インフラ整備が遅れている現状を踏まえ、「市全域における光ファイバによる双方向の超高速情報通信網の整備」を提言しています。

この基盤は、CATV（ケーブルテレビ）への活用により、地上デジタル放送の受信に加え、自主チャンネルによるこの地域の話題や行政情報の発信あるいは多チャンネルの視聴が可能となるものであります。同時に、ブロードバンド環境の向上に資するものであることから、高度情報化社会におけるこの地域の情報格差の是正（デジタル・ディバイド）の解消が図られるものです。

(4) CATV事業化に向けての課題

事業化にあっては、基盤整備に係る費用対効果について懸念する意見もあり、建設コストに加え、構築後の運営コストなどの将来への負担をいかに軽減を図るのかという視点から、事業実施について民間活力を積極的に活用し、効率的な運営を目指すことを併せて提言しています。

また、CATV事業は、利用者にとってはサービスに対する出費が新たに発生するものであり、高齢者を多く抱えるこの地域において、テレビ共聴組合の今後のあり方を含め、事業内容やその必要性について理解を求めため、住民説明に十分配慮すべきであることを付記します。

(5) CATV事業化の時期

平成23年7月の地上アナログ放送停波・デジタル放送への全面移行について、住民が混乱なくスムーズに移行するために、情報通信基盤整備あるいは具体的な事業化に要する期間を考慮し、計画期間中の早い段階での事業化

が必要であり、また、事業進捗状況を含め地上デジタル放送問題に関する情報を適時住民に提供することが重要と考えます。

3 新城市地域情報化計画（案）

別添のとおり

【資料】

新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 平成17年10月1日に新城市・鳳来町・作手村が合併し、新城市が設置されたことに伴い、本市の情報化施策の基本的方向等を示す地域情報化計画（以下「情報化計画」という。）を策定するため、新城市地域情報化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、地域情報化に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、策定委員会委員のうちから互選する。
- 4 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第3条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、策定委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(業務)

第4条 策定委員会は、次の業務を行う。

- (1) 情報化計画策定のため総括的な審議及び調整
- (2) 地域情報（放送・通信）基盤整備の審議
- (3) その他情報化計画の推進

(庁内検討会)

第5条 策定委員会の下に、新城市地域情報化計画策定庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を置く。

- (1) 庁内検討会は、副課長相当職以下の職員のうちから選任された者で構成する。
- (2) 庁内検討会に前号の規定により選任された者の中から、必要に応じて庁内検討会長を置く。

2 庁内検討会は、次の業務を行う。

- (1) 情報化計画策定のため必要な企画、調査及び研究
- (2) 情報化の事業別計画の立案及び調整
- (3) その他情報化計画の推進

(解散)

第6条 策定委員会は、情報化計画の市長への報告完了をもって解散する。

(庶務)

第7条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、企画部企画課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月25日から施行する。

新城市地域情報化計画策定委員会委員名簿

(※市職員を除き五十音順、敬称略)

氏 名	備 考
大原 意和大	川合テレビ共同受信施設 組合長
小笠原 清	田原テレビ共同受信施設 組合長
河合 敏弘	愛知東農業協同組合 総合企画部 システム開発課 係長
○ 小西 祥二	前・千郷中学校教頭（現・愛知県新城設楽教育事務所 指導主事）
◎ 佐野 真一郎	豊橋創造大学短期大学部 幼児教育・保育科 教授
佐野 泰三	新城市商工会 理事
下江 洋行	新城市観光協会 鳳来支部
夏目 みゆき	社会福祉法人 新城福祉会 理事長
藤本 忍	新城市地域ITリーダー 代表
古瀬 剛	社団法人 新城青年会議所 理事長
鈴木 久雄	新城市 企画部長
黒田 厚志	新城市 鳳来総合支所長
池田 定利	新城市 作手総合支所長

(注) ◎ 委員長 ○ 副委員長

新城市地域情報化計画策定庁内検討会員名簿

所 属		氏 名	備 考
管理調整部	行政改革課	鈴木 富士男	副課長
総務部	行政課（情報管理）	原田 智弘	主査
総務部	財政課	夏目 道弘	副課長
企画部	企画課	熊谷 昌紀	副課長
消防本部	防災対策課	大原 宗鑑	副課長
教育委員会	学校教育課	内藤 安紹	副課長
鳳来総合支所	地域振興課	古市 隆宣	副課長
作手総合支所	地域振興課	荻野 利孝	副課長

策定委員会及び庁内検討会の事務局員名簿

所 属		氏 名	備 考
企 画 部	企 画 課	矢野 浩二	副部長
		夏目 修	課長
		榊原 法之	主査
		松本 博也	主査
		安藤 映臣	主任
		松井 哲也	主任